



2022年度

明星大学
児童福祉奨学金

募集要項

【問合せ先】

学生サポートセンター 奨学金窓口（大学会館2階）

TEL 042-591-5232

受付時間：9時～17時（平日のみ）※電話受付は12時～14時は除く

1. 制度目的

児童養護施設の在籍者又は里子で、大学での修学の意志があるにもかかわらず学費納入が困難となっている入学生を支援する。

2. 申請資格

奨学金申請をすることのできる者は、次の要件に該当する者とします。

資格・条件：

- ①大学の通学課程の学部に入學を志願する者。（大学院生・通信教育課程生・研究生・委託生・科目等履修生・聴講生を除く）
- ②児童養護施設に在籍している者又は里子で、学業、人物ともに優秀である者。
※「資生堂児童福祉奨学生」は、入学後の審査となるため、今回申請する必要はありません。
詳細はお問い合わせください。
- ③本学独自の減免型奨学金に採用されていない者。

※大学入学共通テスト利用選抜（前期）合格者より選考するため、本奨学金の申請をする場合は、**大学入学共通テストの受験が必須です。**

学費減免額：

- ①**入学金の免除**
入学金を免除します（納付する必要がありません）。
- ②**学費の減免**
年間学費の半額
※入学年度は前期学費を減免します（納入する必要がありません）が、後期学費は納入が必要です。（次年度以降は前期・後期の学費をそれぞれ半額減免します。）
※休学者の在籍料及び入学検定料は含まれません。また、学友会費は減免の対象となりません。

<高等教育の修学支援新制度との併用について>

採用後は本奨学金による入学金及び前期学費減免が適用されます。本奨学金の減免後、高等教育の修学支援新制度の授業料減免について調整いたします。

適用期間：

- 単年度（継続して奨学金の適用となる学生についても、審査は毎年度行う。）
※継続審査基準は入学後に提示します。

3. 審査方法

書類審査・必要に応じて面接審査

（提出された書類及び入学時の成績による書類審査を行う。※必要に応じて、面接審査を行う場合があります。）

4. 申請の手続き

申請者は必要書類を本学ウェブサイトよりダウンロードし、本学入学試験出願の際（簡易書留速達での郵送時）に同封してください。

申請期間： 2022年1月5日（水）～1月26日（水）
（大学入学共通テスト利用選抜（前期）出願期間）

※既合格者（総合型選抜Ⅰ期・Ⅱ期、学校推薦型選抜）は、入学手続きが完了している学科（学系・コース）に限り、出願ができます。なお、この場合、大学入学共通テスト利用選抜（前期）の入学検定料は無料になります。

5. 採用決定

本学入学試験合格発表日： 2022年2月15日（火）

6. 入学金免除・学費減免措置時期

入学金免除及び学費減免措置は、入学手続き時に行います。

7. 採用後の注意

<継続審査に関する基準について>

継続審査合格には以下の条件を全て満たす必要があります。

- ① 各学部教授会が定める進級基準を満たし、継続審査時に進級していること。
- ② 学校法人明星学苑奨学金制度規程第8条（失格及び返還）の各号に該当しないこと。（以下参照）

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該大学等の長は、委員会の意見を聴いて、奨学金の適用を停止し、既に支給している奨学金の返還等を求めることができる。

- (1) 学則により退学、停学又は譴責若しくは訓告の処分に付されたとき。
- (2) 学業成績が不良となったとき。
- (3) 学苑の名誉を傷つけるなど、大学等の学生等として素行又は性行が不良と認められたとき。
- (4) 申請書及び提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 学則により休学したとき。
- (6) その他奨学生として適当でないと認められたとき。

8. 個人情報の取扱いについて

明星大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務、利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、奨学金業務上の目的以外に個人情報を利用しないことを約束いたします。

9. 提出書類について

以下の①～④を提出してください。なお、提出された書類は返却できません。

※記入は全て黒インクのペンを使用してください。（フリクションペンは不可）

※記入の訂正は、訂正部分に二重線を引き、二重線の上に訂正印を押してください。

必要書類		備考
全 員 提 出	① 申請書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、必要事項を記入して提出してください。 ※ 両面印刷 してください。
	② 【児童養護施設に在籍している場合】 児童養護施設に在籍したことを証する書類 【里親宅で暮らしている場合】 児童委託証明書	3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。
	③ 【児童養護施設に在籍している場合】 児童養護施設の長の推薦書 【里親宅で暮らしている場合】 里親の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、児童養護施設の長に又は里親に依頼し、発行していただいでください。 3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。 ※厳封して提出してください。
	④ 在籍した高等学校の校長の推薦書	本学ウェブサイトよりダウンロードし、高等学校の校長に依頼し、発行していただいでください。 3ヶ月以内に発行したものを 提出してください。 ※厳封して提出してください。
該 当 者 の み	⑤ その他本学が必要とする書類	必要に応じて書類の提出を指示する場合があります。